

シャープ健康保険組合職員 の旅費に関する規程

第1条 シャープ健康保険組合の従業員の旅費については、シャープ株式会社が当該事項について定める規程を準用する。

尚、出張命令は勤怠システムまたは口頭により行い、出張受命者は出張を完了した場合、復命書または口頭により出張命令権者に対し出張の復命を行わなければならない。

2. 前項の規程により難しい場合は、別に理事長が定めるところによる。

附 則

この規程は平成25年11月 1日から施行する。